

特定計量器（はかり）定期検査についてのお知らせ

「山梨県指定定期検査機関」
（一社）山梨県計量協会
市 町 村

計量法第19条の規定により、「はかり」の定期検査（集合検査）を行いますので、所定の日時に検査を受けて下さい。商取引や証明に使用する「はかり」は、正確性を保持し、計量取引の安全を図るため、2年に一度、定期的に検査を受けることが義務付けられています。

注意すること

1. 検定証印又は基準適合印のマークが附されていないはかりは、取引や証明には使用できません。



検定証印



基準適合証印

2. 取引や証明に使用しているはかり、もしくは使用する可能性のあるはかりはすべて検査の対象となります。
3. 平成22年度より山梨県の委託を受け、指定定期検査機関である一般社団法人山梨県計量協会が検査を実施しています。
 - 検査手数料は現金での徴収となります。おつりが出ないようにご用意願います。
 - 手数料については、はかりの定期検査手数料一覧表のとおりです。
4. はかりに付属している「分銅」や「定量増おもり」も定期検査の対象になります。普段使っているおもりだけでなく、はかりに付属しているおもり全部を持参してください。
5. はかりは汚れをよく落とし、運搬する時にはストッパーを掛けて（ストッパーがついていないはかりは、台と皿の間に新聞紙などを入れて指針がゆれないようにする）、持参してください。なお、運搬は受検者の責任において行ってください。
6. 「計量器の定期検査通知書」（はがき）を必ず持参してください。
7. ひょう量250kgを超えるはかりは、所在場所（設置の場所）にて検査しますので「所在場所定期検査申請書」で手続きをしてください。（細部は山梨県計量協会との調整になります。）
8. 集合検査に受検できるはかりの上限は、ひょう量300kgです。ひょう量250kgから300kgまでのはかりで持込可能なものは検査ができます。
9. 検定日または製造日の翌月1日から1年以内に行われる定期検査は免除になりますので、詳しくは計量検定所（電話：055-261-9130）までお問い合わせください。

合格証票の交付

定期検査に合格したはかりには、検査年月日の入った定期検査済証印ステッカーが附されます。

お問い合わせ

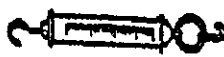
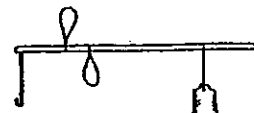
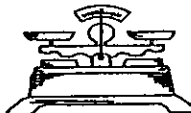
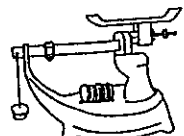
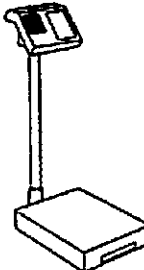
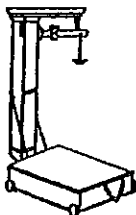
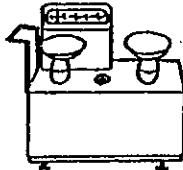
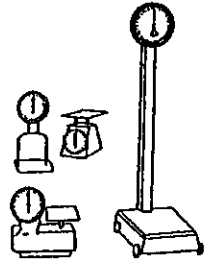
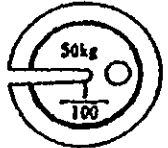
検査に関し、ご不明の点は山梨県計量検定所（電話：055-261-9130）または各市町村の担当課までお問い合わせください。

検査日時・会場

日 時：令和 年 月 日 時 分～ 時 分

検査会場：

はかりの定期検査手数料

種類・ひょう量 又は感量の比	主な 手数料 (円)	主 な は か り 類
① 直線目盛のみのある指示はかり ② 棒はかり	250	指示はかり (直線目盛のみ)  棒はかり 
③ 手動天びん (ひょう量100kg以下) 感量がひょう量の10,000分の1以上 ④ 皿手動はかり	500	手動天びん  等比皿手動 はかり  不等比皿手動 はかり 
⑤ 電気式はかり ひょう量100kg以下 ひょう量250kg以下 ひょう量500kg以下	1,400 1,800 2,200	電気式はかり   
⑥ 上記以外のはかり ひょう量100kg以下 ひょう量250kg以下 ひょう量500kg以下	500 900 1,500	台手動はかり  手動指示併用 はかり  指示はかり (直線目盛以外) 
※最小目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものは上記の金額の2倍。 ※総手数料は、上記はかりの金額に下記の分銅等の使用個数分の金額を加える。		
⑦ 分銅又はおもり(1個につき)	10	分銅  定量おもり  定量増おもり 

(注) ひょう量とは、そのはかりではかることができる最大の重さ(質量)です。

(注) 目量とは、そのはかりの最小表示です。

(注) 感量とは、そのはかりが感じることができる質量の最小の変化の量です。